

経営学部教授会決議方法について（動議：北村、田中）

- (1) やむをえない理由で教授会を欠席する場合、人事案件を含む各議事につき委任による決議参加ができる。
- (2) 委任による決議参加は次の①～③の方法により、どの方法によるかを明示しなければならない。
  - ①あらかじめ自らの賛否を表明可能な場合は、賛否を記して学部長に委任できる。
  - ②あらかじめ自らの賛否を表明できない場合は、教授会に出席する特定者に賛否の判断を委ねる趣旨で委任できる。
  - ③あらかじめ自らの賛否を表明できない場合は、出席者の相対多数の意見に従う趣旨で、学部長に決議を委任できる。
- (3) 人事案件は原則としてすべて投票決議とする。
- (4) 以上を1年間試行し、2012年11月の再検討のうえ継続、中止あるいは修正を決める。

理由・教授会メンバーの意思を教授会決議によりよく反映するために、やむをえない公務・私事により教授会を欠席する場合の決議参加権を適正な委任方法により保障する。